

資料編

各施設等の所在位置図等

主要幹線道路図

下水道計画図(汚水)

学校所在位置図

文化・スポーツ施設所在位置図

保育・子育て支援関係施設等所在位置図

用語解説

岩出市長期総合計画(後期基本計画)策定体制図

岩出市長期総合計画審議会条例

岩出市長期総合計画審議会委員名簿

岩出市長期総合計画策定本部設置要綱

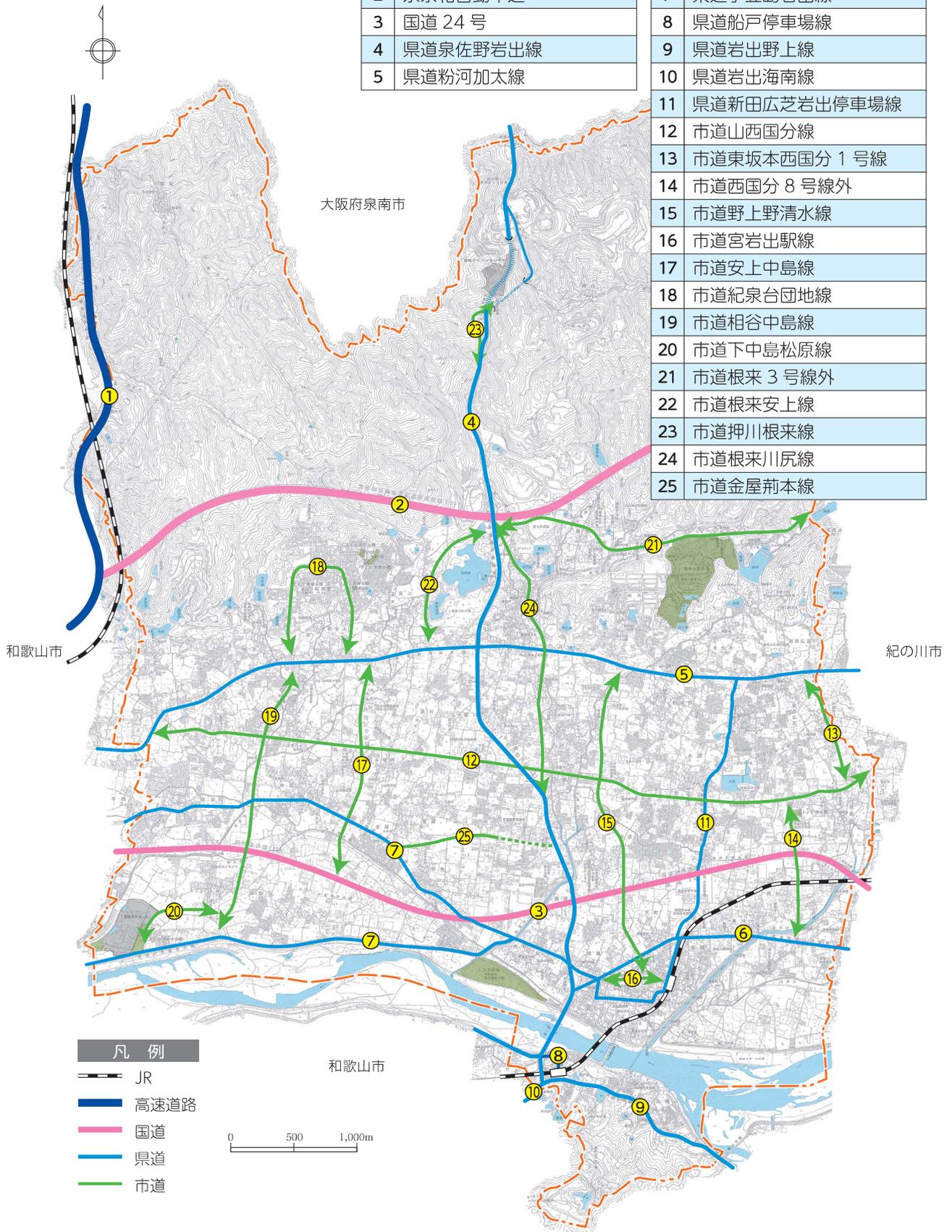
岩出市長期総合計画(後期基本計画)策定の経過

諮問・答申

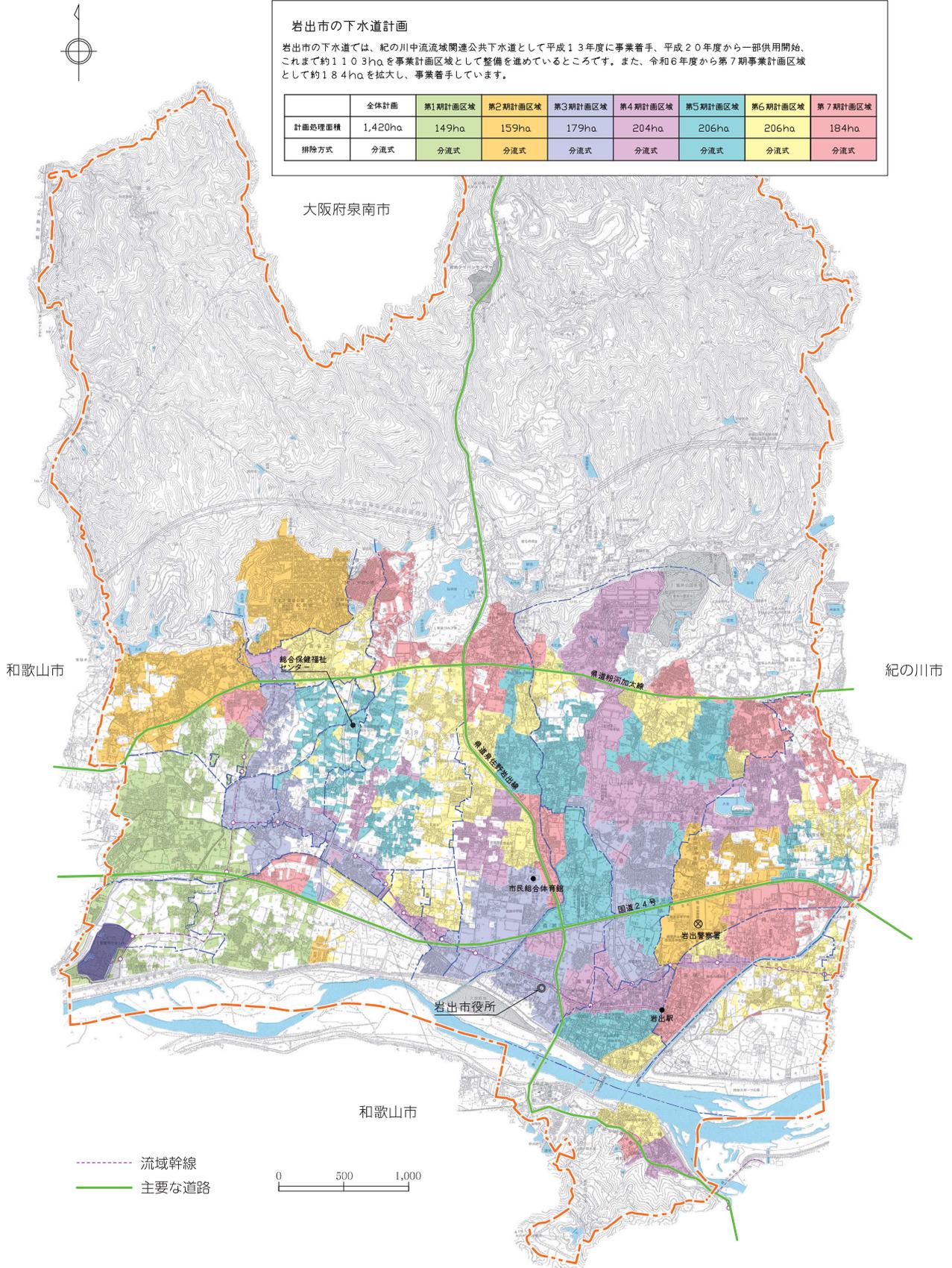
■ 主要幹線道路図

(令和 8 年 3 月末時点)

No.	名 称	No.	名 称
1	阪和自動車道	6	県道和歌山打田線
2	京奈和自動車道	7	県道小豆島岩出線
3	国道 24 号	8	県道船戸停車場線
4	県道泉佐野岩出線	9	県道岩出野上線
5	県道粉河加太線	10	県道岩出海南線
		11	県道新田広芝岩出停車場線
		12	市道山西国分線
		13	市道東坂本西国分 1 号線
		14	市道西国分 8 号線外
		15	市道野上野清水線
		16	市道宮岩出駅線
		17	市道安上中島線
		18	市道紀泉台団地線
		19	市道相谷中島線
		20	市道下中島松原線
		21	市道根来 3 号線外
		22	市道根来安上線
		23	市道押川根来線
		24	市道根来川尻線
		25	市道金屋荊本線



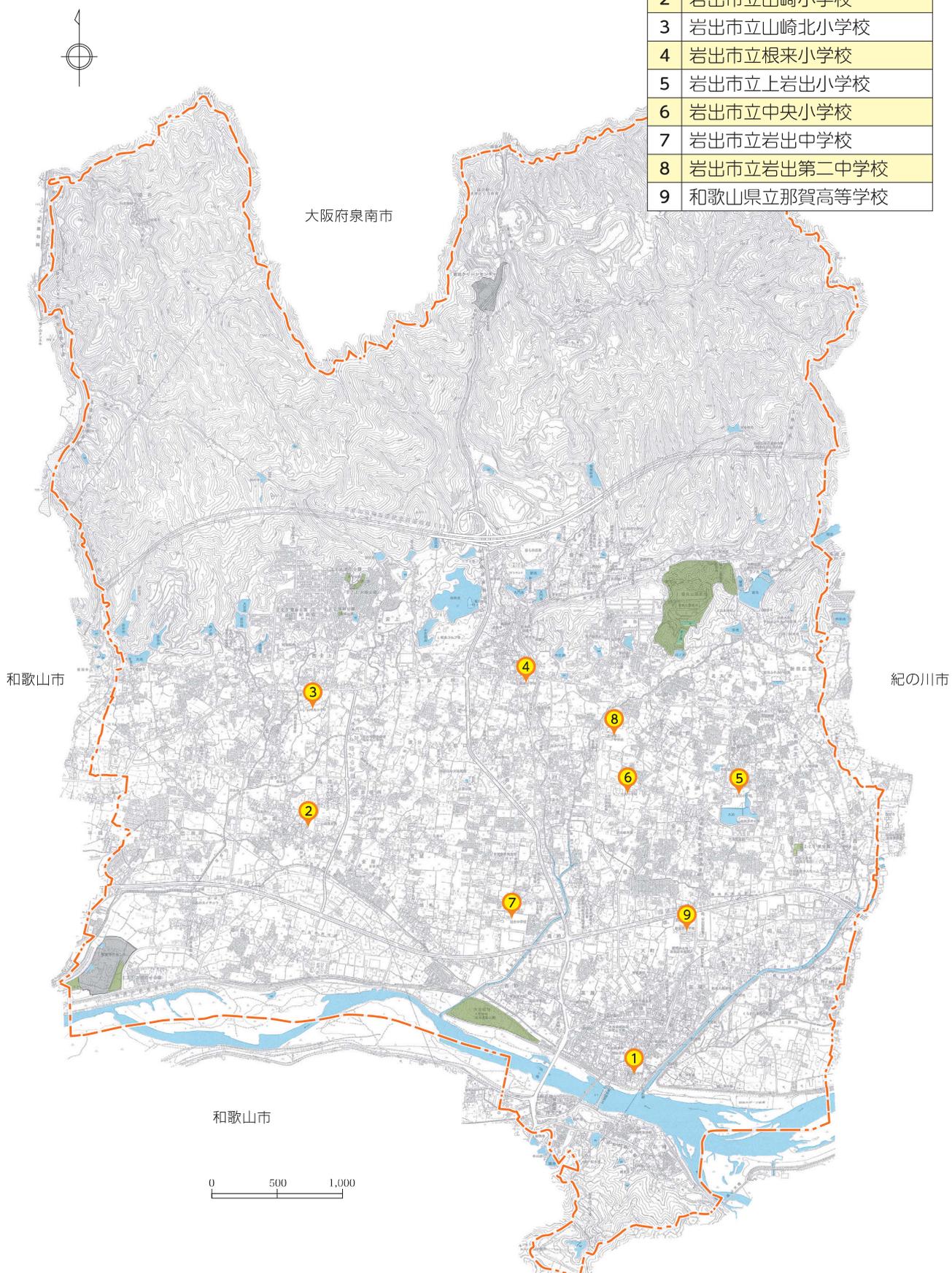
■ 下水道計画図 (污水)
(令和8年3月末時点)



資料

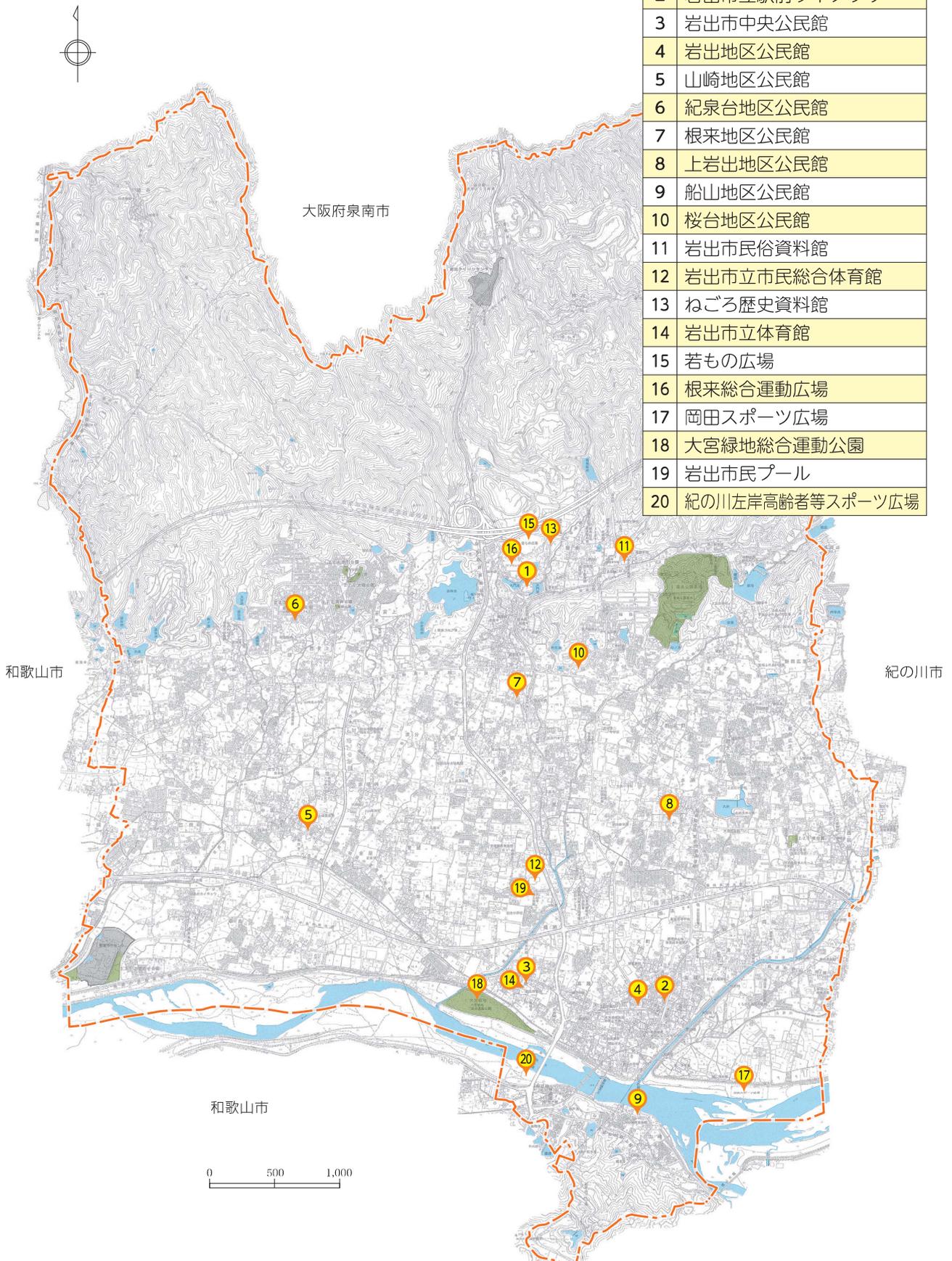
■ 学校所在位置図

No.	名 称
1	岩出市立岩出小学校
2	岩出市立山崎小学校
3	岩出市立山崎北小学校
4	岩出市立根来小学校
5	岩出市立上岩出小学校
6	岩出市立中央小学校
7	岩出市立岩出中学校
8	岩出市立岩出第二中学校
9	和歌山県立那賀高等学校



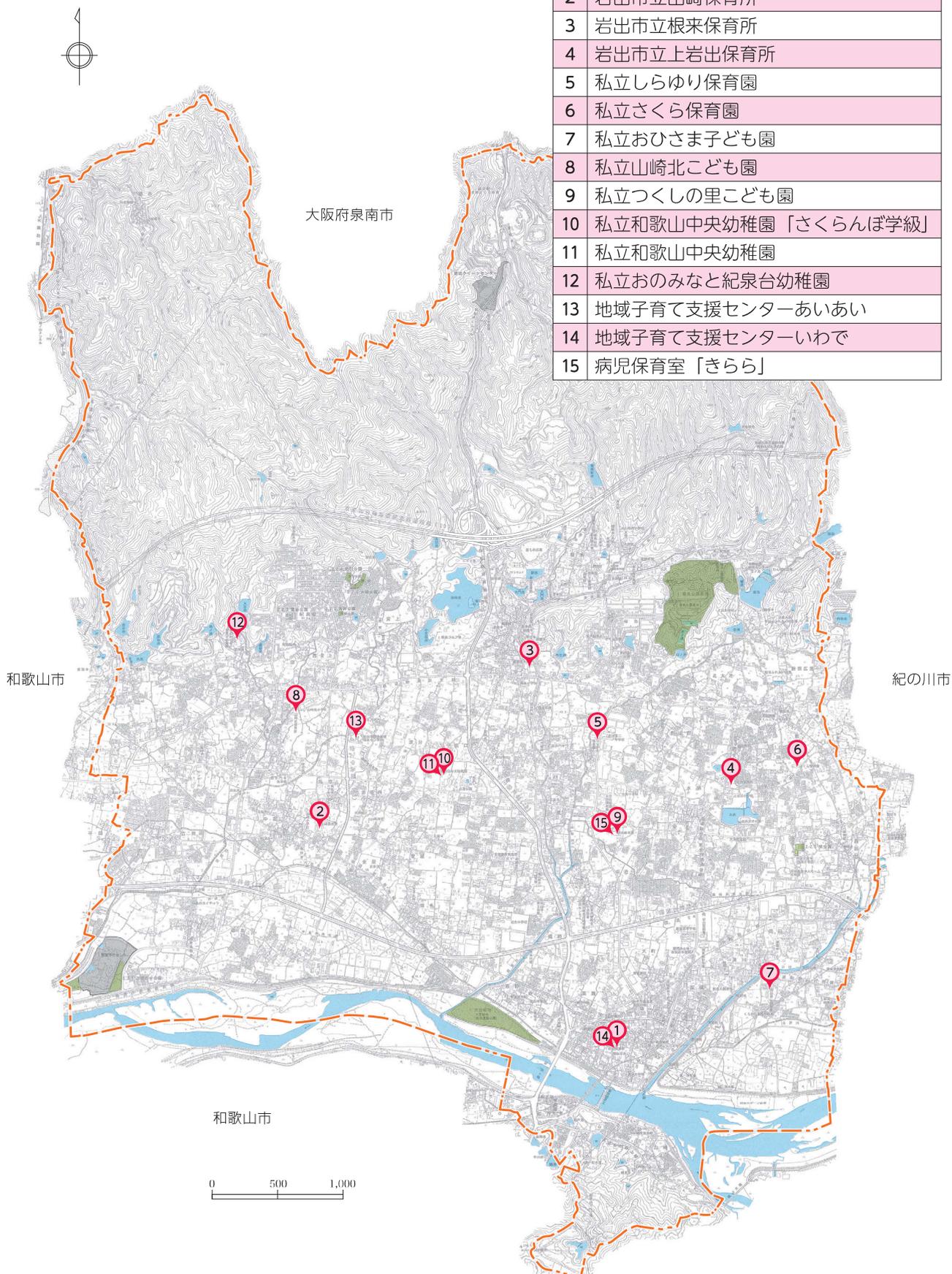
■文化・スポーツ施設所在位置図

No.	名 称
1	岩出市立岩出図書館
2	岩出市立駅前ライブラリー
3	岩出市中央公民館
4	岩出地区公民館
5	山崎地区公民館
6	紀泉台地区公民館
7	根来地区公民館
8	上岩出地区公民館
9	船山地区公民館
10	桜台地区公民館
11	岩出市民俗資料館
12	岩出市立市民総合体育館
13	ねごろ歴史資料館
14	岩出市立体育館
15	若もの広場
16	根来総合運動広場
17	岡田スポーツ広場
18	大宮緑地総合運動公園
19	岩出市民プール
20	紀の川左岸高齢者等スポーツ広場



■ 保育・子育て支援関係施設等所在位置図

No.	名 称
1	岩出市立岩出保育所
2	岩出市立山崎保育所
3	岩出市立根来保育所
4	岩出市立上岩出保育所
5	私立しらゆり保育園
6	私立さくら保育園
7	私立おひさま子ども園
8	私立山崎北こども園
9	私立つくしの里こども園
10	私立和歌山中央幼稚園「さくらんぼ学級」
11	私立和歌山中央幼稚園
12	私立おのみなと紀泉台幼稚園
13	地域子育て支援センターあいあい
14	地域子育て支援センターいわで
15	病児保育室「きらら」



あ

ICT (P53,54,55,77)

Information and Communication Technology の略称で、情報通信技術のこと。

アンコンシャス・バイアス (P67)

自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのこと。「無意識の偏見」と呼ばれる。

空き家バンク (P24)

物件情報をウェブサイトなどで公開することで、空き家を「売りたい・貸したい人」と「買いたい・借りたい人」をマッチングする制度のこと。

一般会計 (P13,14,15)

地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な経費を網羅し、計上した会計のこと。

一般財源 (P13,14,15)

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することのできる財源のこと。

医療的ケア児 (P74)

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童のこと。

インセンティブ (P70)

特定の行動を促す報酬や動機づけのこと。

インフラ (P7,31,40,104,105)

インフラストラクチャー(infrastructure)の略で、ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤や学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設などの産業や生活の基盤として整備される施設のこと。

AI (P76,77)

Artificial Intelligence（人工知能）の略称で、学習・推論・判断といった人間の知能の機能を備えたコンピューターシステムのこと。

SNS (P38,46,56,57,64,92,100,101)

Social Networking Serviceの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。Facebook、X、Instagram、LINE、YouTubeなどのサービスがある。

SDGs (P4)

Sustainable Development Goalsの略で、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

温室効果ガス (P32,33)

大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きのあるガスのこと。

オープンデータ (P102,103)

行政や事業者などが保有する官民データのうち、営利目的を含め二次利用が可能なルールにより、機械判読に適し、無償で利用できる形で公開されたデータのこと。

か

学校支援ボランティア (P53)

保護者、地域の人材、企業・団体等が子どもたちの教育のために、学校の教育活動や環境整備などを支援するボランティアのこと。

関係人口 (P92,93,97)

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

カーボンニュートラル (P32)

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

基金 (P16,104,105)

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられるもの。

行政改革 (P102,103)

行政機関において、業務の内容やその進め方、組織構成などを見直し、効率的な運営が行えるよう、また、それによって新たな財源を生み出せるように取り組むこと。

協働的な学び (P54)

探究的な学習や体験活動などを通じて、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることのできるよう、必要な資質・能力を育成する教育方法のこと。

繰出金 (P14,16)

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支払われる経費のこと。

経常収支比率 (P17,104,105)

地方自治体の財政力の弾力性を示す指数で、地方税や地方交付税などの収入に対し、人件費や扶助費などの支出が占める割合のこと。

ゲートキーパー (P70,71)

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

KPI (P22)

Key Performance Indicator の略で、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する定量的な指標のこと。

健全化判断比率 (P17)

地方公共団体の財政状況が健全な状態かを判断する指標で、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率の4種類あり、法律で毎年度公表するよう義務付けられている。

公共用水域 (P30)

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、灌漑用水路など、下水道を除く公共の目的のために利用される水域や水路のこと。

公債費 (P14,16,17)

借り入れた地方債の元利償還金等の返済に支払われる経費のこと。

交通弱者 (P28,29,44)

自動車を自ら運転することができない等、自家用の交通手段がないため公共交通に頼らざるを得ない人。または、交通事故の被害に会いやすい人のこと。

合理的配慮 (P74)

障害のある方々の人権が、障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる負担が重すぎない範囲で対応する配慮のこと。

国立社会保障・人口問題研究所 (P12)

人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う厚生労働省の政策研究機関のこと。

こどもまんなか社会 (P82)

常にこどもの目線に立って、国や社会がどうすればよいのかを考え行動することによって、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会のこと。

個別最適な学び (P54)

指導の個別化（柔軟な指導方法の提供）と学習の個性化（興味関心に応じた学習方法の選択）により、子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、きめ細かく指導・支援する教育方法のこと。

ごみの再資源化 (P35)

排出されたごみをそのまま、または何らかの処理を行い、原料や燃料等として使用すること。

コミュニティスクール (P52)

公立学校運営の仕組みとして導入された制度で、法律に基づく学校運営協議会を設置している学校を指し、学校の課題解決や教育目標の実現に向けて、学校や保護者、地域住民が情報共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」のために、連携・協働して取り組むシステム。



サイクルアンドバスライド (P28,29)

バス停付近に設置された駐輪場に自転車を止め、バスに乗り換えて通勤や通学など目的地に向かう方法のこと。

財政力指数 (P17)

地方公共団体の財政力を示す指数として用いられるもので、この指数が高いほど財源に余裕があるとされている。

三次救急医療 (P76)

二次救急医療まででは対応できない重篤な疾患に対する救急医療のこと。

JET プログラム (P66)

The Japan Exchange and Teaching Programme の略で、外国青年を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業のこと。

ジェネリック医薬品 (P76,77)

新薬の特許が切れた後に製造販売される薬のこと。新薬と同じ有効成分で作られ、効き目が新薬と同等であると国に承認されている。

事業系一般廃棄物 (P34)

事業活動に伴って発生した産業廃棄物以外のもので、一般的には生ごみ、リサイクルできない紙くずや剪定枝・枯葉類などのこと。

市債 (P14)

市が公共施設の整備などの建設事業を行うために必要な資金を国や金融機関など外部から調達する借入金で、その履行が一般会計年度を越えて行われるもののこと。

自主防災組織 (P38,39)

災害による被害を軽減するため初期対応活動を行う、地域ごとに自主的に結成された組織のこと。

自助・共助・公助 (P7,38,39,40)

防災対策・災害対応における自助・共助・公助について、「自助」とは自分の身は自分で守ること、「共助」とは地域や近隣の人などがお互いに協力し合うこと、「公助」とは国、県、市町村などの行政、消防機関による救助・救援等のこと。

実質赤字比率 (P17)

福祉・教育・まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

実質公債費比率 (P17)

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。

指定管理者制度 (P102,103)

公の施設の管理運営を、民間企業やNPO法人などに委ねる制度。民間事業者が施設の管理を委ねることで、民間事業者が持つノウハウを活用して、市民サービスを向上させるとともに、施設管理の効率化を推進することを目的としている。

社会福祉協議会 (P38,48,49,80,81)

地域福祉の推進を図ることを目的に、様々な福祉活動を推進する社会福祉法に基づいて設置された非営利の団体のこと。

消費生活相談 (P46,47)

商品・サービスなどの契約や販売方法に関する苦情や問い合わせ等、消費者からの相談のこと。

情報モラル (P56)

情報社会で自らの行動に責任を持ち、情報を正しく安全に利用するための基になる考え方と態度のこと。

将来負担比率 (P17)

地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

初期救急医療 (P76)

入院の必要がなく帰宅可能な軽症患者に対して行う救急医療のこと。一次救急医療ともいう。

食育 (P55,70,84,85)

食に関する文化やバランスの取れた食生活・食習慣など、広い視野から食について教育すること。

食品ロス (P35)

食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

人口動態 (P9,10,14)

出生、死亡、転出入による人口の動きのこと。

スクールカウンセラー (P52)

学校現場において、児童・生徒、保護者、教職員の心の悩みに対して臨床心理に関する専門知識を生かしながら助言・援助を行う専門家のこと。

スクールソーシャルワーカー (P52)

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークを構築して支援する社会福祉の専門家のこと。

生活習慣病 (P76)

特に食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの習慣が、発病の進行に深く関与している病気で、脳卒中、がん、心臓病、糖尿病、高血圧、脂質異常症などのこと。

性的マイノリティ (P64)

性的指向や性自認、性表現、身体的性など性に関する少数者（マイノリティ）のこと。

成年後見制度 (P72,73,74,75,78)

認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人について、家庭裁判所に選ばれた成年後見人等が本人の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度のこと。

総合型地域スポーツクラブ (P62,63)

子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

た

待機児童 (P84,85)

保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。

多文化共生 (P66,67)

国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

男女共同参画社会 (P66)

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性を十分に発揮し、自らの意思で社会のあらゆる分野へ参画することができる社会のこと。

地域型保育 (P84)

小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業の総称で、保育ニーズの高い0～2歳児への対応を目的として設けられた小規模の保育事業のこと。

地域子育て支援センター (P82,83)

家庭にいる就学前児童とその保護者が、自由に遊んだり、育児相談等ができる場のこと。

地域包括ケアシステム (P78,79)

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者それぞれに応じた、介護・予防・医療・生活支援等のサービスを一体的に提供する仕組みのこと。

地域見守り協力員 (P48,49,72)

和歌山県から委嘱された地域ごとの実情に応じた見守り活動を行うボランティアで、行政や福祉関係機関、民生委員・児童委員等と連携して、普段の生活で高齢者等への「さりげない見守り」や「声かけ」などを行う。

地球温暖化 (P32,33)

二酸化炭素などの温室効果ガスの蓄積という人為的な要因により、大気や海洋の温度が上昇し、地球全体の平均気温が上昇すること。

地方創生 (P22)

人口急減・超高齢化という日本が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続可能な社会を創生すること。

DX (P2,102,103)

Digital transformation の略で、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

DV (P66,67)

Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力のこと。

データヘルス計画 (P76)

医療費データや健診情報等のデータ分析に基づき、PDCA サイクルで効率的・効果的な保健事業を展開するための計画のこと。

投資的経費 (P15,16)

道路、橋梁、学校などの社会資本の整備に要する経費のこと。

特殊詐欺 (P46)

電話やハガキ(封書)等で被害者を信じ込ませ、指定した預貯金口座への送金その他の方法により、不特定多数の者から金銭等をだまし取る犯罪のこと。

特定健診 (P76,77)

生活習慣病の予防のために、医療保険者が40歳から74歳までの加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行っている健診のこと。

特定財源 (P13)

用途が自由な一般財源に対し、用途が特定されている財源のこと。国庫支出金、地方債、分担金、使用料、手数料、寄附金のうち用途が指定されているもの等である。

特定保健指導 (P76,77)

特定健診の結果から、生活習慣病の発症のリスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が期待できる方に対して、生活習慣を見直す指導を行うこと。保健指導レベルに応じ、情報提供、動機付け支援、積極的支援の区分がある。

特別会計 (P13,14,16)

一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計のこと。特定の事業や資金の運用の状況を明確化するのが目的。

都市公園 (P25)

都市公園法に基づき、国、都道府県、市区町村が設置している公園のこと。

な

南海トラフ地震 (P17)

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震のこと。前回から約 80 年経過しており、次の地震発生の切迫性が高まってきている。

二次救急医療 (P76)

入院が必要とされる患者に対する救急医療のこと。

認知症 (P72,78,79)

脳血管障害やアルツハイマー病等による脳萎縮などにより、認知機能が低下し、生活するうえで支障が出ている状態のこと。

認知症カフェ (P78,79)

認知症の人や地域住民、介護・福祉・医療の専門家など誰もが身近な場所で集い、交流できる場のこと。

認知症サポーター (P78,79)

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。

認定こども園 (P84)

就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能の役割を併せ持つ都道府県に認定された施設のこと。

認定農業者 (P89)

農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等から認定を受けた農業者のこと。

は

パブリックコメント (P2,100,101)

行政が政策や計画などを立案する際に、市民の方からの意見を求める機会を設け、その内容を政策等に反映させる制度のこと。

バリアフリー (P74,75)

高齢者・障害のある人等が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方のこと。

PDCA (P2,3,76,102)

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）⇒ Do（実行）⇒ Check（評価）⇒ Action（改善）の 4 段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善するサイクルのこと。

避難行動要支援者 (P38,39)

高齢者や障害のある人など災害時自力で避難することが困難な方のこと。

病児保育 (P84,85)

子どもが病気や病気の回復期にあるときに、保護者が仕事や病気等により自宅で看病できない場合、専門施設において一時的に預かるサービスのこと。

ファミリー・サポート・センター (P82,83)

地域において、育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり、育児について助け合う会員組織のこと。

福祉タクシー券 (P74,75)

重度の障害がある方の社会参加による行動範囲の拡大を図るため、タクシー乗車料金のうち基本料金を助成する券を交付する事業のこと。

扶助費 (P14,15,16,80)

生活保護、児童・老人・障害者福祉などの各種法令に基づき対象者を支援するための経費のこと。

普通会計 (P15,16)

財政比較や統一的な掌握を行うために、地方財政統計上統一的に用いられる会計のこと。一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたもの。

フレイル (P78,79)

年を取って心身の活力が低下した状態のことで、「虚弱」を意味する英語「frailty」を語源として作られた言葉。多くの人健康な状態からフレイルの段階を経て要介護状態に陥ると考えられている。

放課後子ども教室 (P60)

すべての児童を対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業のこと。

放課後児童クラブ (P84,85)

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後から保護者が迎えに来るまでの間、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業のこと。

防災・減災 (P17,38,40,41)

防災は災害時に被害を出さないようにすること、減災は被害の発生を想定したうえで、発生し得る被害を最小化すること。

ま

マンホールトイレ (P40,41)

下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。

民生委員・児童委員 (P38,46,47,48,49,72,80,81)

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、住民の立場で相談、支援を行うことで社会福祉の増進に努める委員で「児童委員」を兼ねる。児童委員は、子ども達を見守り、子育てや妊娠中の不安、心配ごとなどの相談、支援を行う。

や

ヤングケアラー (P82,83)

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。

有収率 (P30,31)

供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合のこと。

要支援・要介護 (P79)

要支援とは、介護は必要ではないものの、日常生活に支援の必要がある状態。要介護とは、日常生活における基本的な動作について、一部または常時介護を要する状態のこと。

要保護児童対策地域協議会 (P82,83)

虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場のこと。

4R (P34)

Refuse「リフューズ」、Reduce「リデュース」、Reuse「リユース」、Recycle「リサイクル」の総称。リフューズはごみとなるものの受け取りを断ること、リデュースはごみそのものを減らすこと、リユースは何回も繰り返し使うこと、リサイクルは分別して再び資源として利用すること。

ら

リスクリング (P60)

新しい職業に就くため、あるいは今の職業で必要な能力・技術の大幅な変化に適応するために、新たな能力・技術を獲得すること。

レセプト (P76,77)

患者が受けた診療について、医療機関が診療報酬支払機関に請求するために提出する診療報酬明細書のこと。

連結実質赤字比率 (P17)

すべての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の悪化度合いを示すもの。

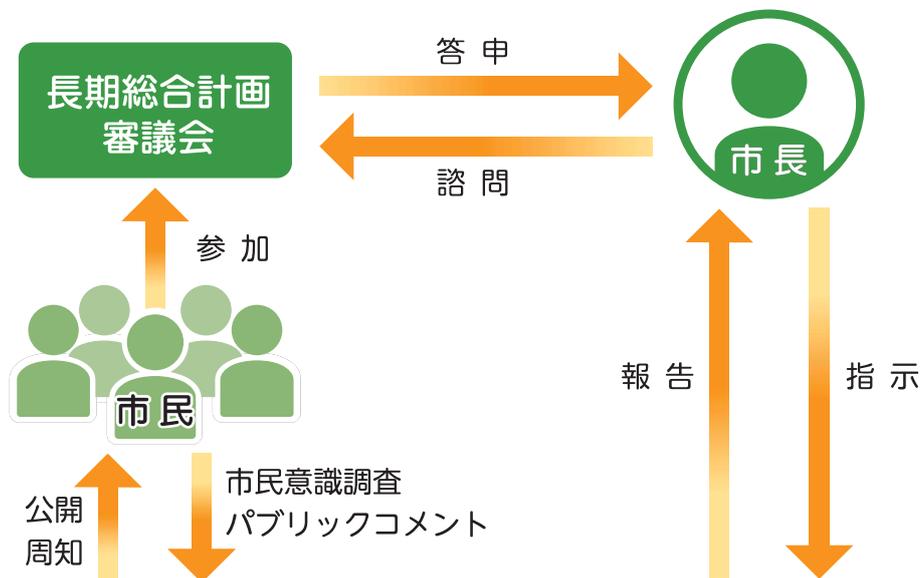
ロードサイドショップ (P18,90)

幹線道路等の交通量の多い道路の沿線において、自動車でのアクセスが主たる集客方法である店舗のこと。

ローリング方式 (P3)

毎年度、環境の変化に応じて事業計画の見直しや部分的な修正を行う手法で、計画と現実が大きくずれることを防ぐことができる。

岩出市長期総合計画（後期基本計画）策定体制図



岩出市長期総合計画策定本部

本 部 会	本部長	市長
	副本部長	副市長、教育長
	本部員	総務部長、生活福祉部長、事業部長、教育部長、 上下水道局長、会計管理者、理事



推 進 部 会	総務部会	総務課長、危機管理室長、情報推進室長、財務課長、 税務課長、市民課長、消費生活センター長、出納室長
	生活福祉部会	社会福祉課長、保険介護課長、地域包括支援センター長、 子ども家庭課長、こども家庭センター長、生活環境課長
	事業部会	土木課長、都市計画課長、産業振興課長
	上下水道部会	上下水道業務課長、上水道工務課長、下水道工務課長
	教育部会	教育総務課長、生涯学習課長、岩出図書館次長
事 務 局	市長公室	

岩出市長期総合計画審議会条例

平成 11 年 10 月 7 日

条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、岩出市長期総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、岩出市長期総合計画の策定について調査及び審議を行うため、岩出市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 各種団体の代表者

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでとする。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 会長が必要と認めるときは、委員以外の関係市職員及び知識経験者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

岩出市長期総合計画審議会委員名簿

(敬省略・順不同)

	氏 名	役 職 名
1号	田中 宏幸	岩出市議会議員
	田畑 正昭	岩出市議会議員
2号	北村 元成	和歌山大学観光学部教授
	◎ 中迫 昇	近畿大学生物理工学部地域交流センター長
3号	磯川健太郎	西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社副支社長
	岩西 俊治	岩出市都市計画審議会委員
	岩西 壯行	岩出市区自治会会長会岩出地区会長
	上田 榮子	岩出市身体障害者連盟会長
	大河内達之	株式会社テレビ和歌山報道部長
	小川 昌子	岩出市女性会議会長
	岸谷 忠彦	岩出市農業委員会会長
	北田 信幸	岩出市観光協会会長
	小林 和男	公募委員
	佐伯 繁樹	岩出市社会福祉協議会会長
	田中 賢	那賀医師会理事
	田宮 康臣	岩出市人権啓発推進委員会会長
	柘植 義信	株式会社和歌山放送エグゼクティブマネージャー
	寺田 信一	岩出市スポーツ協会理事長
	寺本 亮	岩出市小中学校長会会長
	殿崎 和美	岩出市老人クラブ連合会会長
	中井 一善	岩出市生活環境連絡協議会会長
	中井 美香	公募委員
	中井 亮吉	株式会社紀陽銀行岩出支店長
	中山 裕之	和歌山県農業協同組合紀の里地域本部地域本部長
	西川あけみ	岩出市民生・児童委員協議会副会長
	○ 林 定男	岩出市商工会会長
	村山 嘉伸	岩出市消防団団長
森川 圭治	和歌山バス那賀株式会社常務取締役支配人	
山田幸太郎	那賀振興局長	
山本 龍一	日本労働組合総連合会和歌山県連合会会長	

◎会長 ○副会長

岩出市長期総合計画策定本部設置要綱

平成 18 年 4 月 1 日

訓令第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、岩出市長期総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、設置する組織について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 総合計画を策定するため、岩出市長期総合計画策定本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 本部は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって組織する。

2 本部に、次の役員を置く。

(1) 本部長 1 人

(2) 副本部長 2 人

3 本部長は、市長をもって充て、本部を総括する。

4 副本部長は、副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、本部長のあらかじめ指定する副本部長がその職務を代理する。

(所掌事務)

第 4 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総合計画案の調査、審議及び決定に関すること。

(2) 総合計画の策定について特に必要と認めること。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

(推進部会)

第 6 条 本部の運営を円滑かつ効率的に行うための組織（以下「推進部会」という。）を置く。

2 推進部会は、総務部会、生活福祉部会、事業部会、上下水道部会及び教育部会とし、別表第 2 に掲げる職にある者をもって組織する。

3 推進部会に部会長を置くこととし、総務部長、生活福祉部長、事業部長、上下水道局長及び教育部長をもって充て、それぞれの推進部会を総括する。

(推進部会の任務)

第 7 条 推進部会は、本部の指示により、次に掲げる事項を処理する。

(1) 総合計画策定の基礎となる資料の収集、調査及び研究に関すること。

(2) その他総合計画に関すること。

(庶務)

第 8 条 本部及び推進部会の庶務は、市長公室において処理する。

(補則)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

別表第 1（第 3 条関係）略

別表第 2（第 6 条関係）略

岩出市長期総合計画（後期基本計画）策定の経過

年	月 日	内 容
令和6年	5月1日	第1回策定本部会（策定方針の説明）
	5月	推進部会（策定方針の説明）
	6月～8月	まちづくり子どもアンケートを実施
	7月30日～8月30日	まちづくりアンケート、定住移住に関するアンケートを実施
	8月	推進部会（後期基本計画策定に伴うワーキング）
	11月	推進部会（後期基本計画策定に伴うワーキング）
令和7年	2月	推進部会（後期基本計画策定に伴うワーキング）
	4月1日	第2回策定本部会（審議会の委員選定、前期計画の検証、アンケート調査結果、後期基本計画体系骨子案、総合戦略体系骨子案）
	5月	推進部会（後期基本計画策定に伴うワーキング）
	7月3日	第1回審議会（審議会委員の委嘱、会長・副会長の選任、諮問、策定方針・基本構想の説明、前期計画の検証、アンケート調査結果の報告、後期基本計画体系骨子案、総合戦略体系骨子案の審議）
	8月	推進部会（後期基本計画策定に伴うワーキング）
	9月12日	第2回審議会（後期基本計画素案第1～3章の審議）
	10月24日	第3回審議会（後期基本計画素案第4、5章、将来を見据えた持続可能な行財政運営の審議）
	11月4日	第3回策定本部会（後期基本計画案の検討）
	11月	推進部会（後期基本計画策定に伴うワーキング）
	11月27日	第4回審議会（後期基本計画案について）
12月3日～1月7日	後期基本計画（案）に対するパブリックコメント	
令和8年	1月26日	第5回審議会（後期基本計画答申案の審議）
	1月29日	審議会から第3次岩出市長期総合計画（後期基本計画）の策定について（答申）
	2月2日	第4回策定本部会（パブリックコメントの報告、答申の報告）

岩公室第 132 号
令和 7 年 7 月 3 日

岩出市長期総合計画審議会会長 様

岩出市長 中 芝 正 幸

第 3 次岩出市長期総合計画（後期基本計画・総合戦略）の策定について（諮問）

第 3 次岩出市長期総合計画（後期基本計画・総合戦略）の策定に当たり、岩出市長期総合計画策定条例（平成 31 年岩出市条例第 1 号）第 4 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和 8 年 1 月 29 日

岩出市長 中 芝 正 幸 様

岩出市長期総合計画審議会
会長 中 迫 昇

第 3 次岩出市長期総合計画（後期基本計画・総合戦略）の策定について（答申）

令和 7 年 7 月 3 日付け岩公室第 132 号で諮問のあった標記のことについて、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおり結論を得ましたので、下記のとおり意見を付して答申いたします。

記

【まちづくりの基本目標等展開方針】

5 つのまちづくりの基本目標は、各分野における基本的な方針を示したものであり、市の将来像である『活力あふれるまち ふれあいのまち』の実現に向けては、実施計画に定める施策や事業の着実な推進が重要となることから、次の点について留意されるよう要望いたします。

- (1) 人口減少に転じている中で、住みたいまち、住み続けたいと思える魅力的なまちを目指した施策の展開を図り、人口減少の抑制につなげていただきたい。
- (2) 本計画を実効性のあるものとするため、実施計画に定める施策を PDCA サイクルにより点検し、迅速かつ適切に見直しを行う等、着実な進行管理に努められたい。
- (3) 実施する各事業について広く周知するとともに、必要な情報が必要な人へ行き渡るよう情報発信の充実に努められたい。
- (4) 市民サービスの向上や行政事務の改善に向けて、デジタル技術を活用した効率的かつ効果的な事業実施に努められたい。
- (5) 持続可能な行財政運営に向けて、今後も国や県等の支援策を積極的に活用するなど、国・県の動向を注視しながら事業を進められたい。

